

# 下関市立大学公開講座規程

平成 20 年 3 月 21 日

規 程 第 19 号

改正 平成 23 年 3 月 1 日規程第 11 号

平成 27 年 2 月 26 日規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則第 5 1 条の規定に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、本学が開設する公開講座に関し必要な事項を定める。

(講座の種類)

第 2 条 公開講座の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 市民大学

- ア 市民大学公開講座
- イ 市民大学出前講座
- ウ 市民大学テーマ講座

(2) 前号のほか部局等が主催し、実施する公開講座

(3) その他

2 前項第 2 号を除く公開講座は、下関市立大学地域共創センター（以下「センター」という。）が企画・立案して実施することとし、前項第 2 号に規定する公開講座の企画・立案・実施にあたっては、センターと協議し、承認を得るものとする。

(講師)

第 3 条 公開講座の講師は、原則として本学の教職員とする。ただし、必要がある場合は学外の専門家を講師とすることができる。

(修了証書)

第 4 条 公開講座を受講し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(受講料)

第 5 条 公開講座の実施にあたっては、受講生から公開講座開催に要する経費を徴収することができる。

2 経費を徴収する公開講座の種類及び額は、理事長が定める。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 1 日規程第 11 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 20 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。